

○警察本部の留置施設の巡視について（概要）

（平成21年福岡県警察本部内訓第2号）

この内訓は、福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（平成19年福岡県警察本部訓令第19号）及び福岡県警察処務規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第3号）の規定に基づき、警察本部の留置施設の巡視について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 留置施設の巡視割当て
- 巡視上の留意事項

の項目からなっている。